

調査研究助成金交付要綱

1. 目的

この要綱は、この法人の調査研究助成金交付規程に関し、細部を定め、規程を補足する。

2. 対象

- ① 助成金は、第1号助成金（この法人単独の助成金）及び第2号助成金（三井住友カード株式会社からの寄付等による助成金）からなる。
- ② この法人定款第3条に定める目的に適う調査研究に従事し、かつ指定する分野に関する調査研究に専念できる個人又は団体（研究者）に対して助成金を交付する。ただし、当該調査研究が、営利を目的とする場合、既に完了しているものである場合、又は研究集会の開催、国内・海外出張若しくは機械備品の購入のみを目的としたものである場合には、交付対象としない。研究者については、その国籍、所在地、所属等一切の資格は問わないものとする。助成金の交付対象となる経費は、主として調査研究に直接要する物品の購入費用、調査研究に伴う国内・海外旅費その他調査研究に必要な費用とする。

3. 指定研究分野

- ① 地球上の森林の保護に関する調査研究
- ② 森林に依存して生息する野生動物の保護に関する調査研究
- ③ 早生樹種及び森林管理の技術開発
- ④ 砂漠緑化及び土壌流失に関する調査研究
- ⑤ その他この法人の目的達成のために行う大学、研究所等学術団体の調査研究

4. 交付要件

- ① 原則として申請課題に係る調査研究実績1年以上を有し、国その他の助成を受けていないこと。
- ② 助成金の交付によって著しく成果が得られると認められるものであること。
- ③ 助成金を必要とする計画と費用に合理性があること。

5. 助成額及び期間

- ① 助成額は1課題50万円以上、1,000万円までとし、助成期間は原則として1ヵ年とする。ただし、特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- ② 算出
助成対象となる研究の計画、及びその研究に要する経費の予算について内容を個別にチェックし、必要に応じ申請者から説明を求めるなどして、適切な必要額を算定する。

6. 交付の決定

審議委員会の議を経て、理事会で決定し、評議員会に報告する。

7. 手続き

- ① 交付申請
 - ※ この法人の定める交付申請書（様式1、2）に基づく申請であること。
 - ※ 申請に当たっては、助成を希望する研究テーマ、目的、計画、それに要する経費の内訳を記した予算、及び当該研究に従事する人員等が明示されていること。
- ② 報告
調査研究が終了（計画に示された期間）したときは、その結果及びそれに要した助成金

の用途について報告を得ること。

その内容について疑義があるときは、申請者から説明を求めるなど、助成金用途の適正化を確保すること。

(3) 助成金の交付

助成金は理事長から贈呈する。

8. 窓口

この法人事務局

附 則

この要綱は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。